

2015 年 10 月 28 日

平成 27 年度 労使関係セミナー

「社会的リスクに対する使用者の責務～社会保険と安全配慮義務を中心に～」

嵩さやか（東北大学）

1 はじめに

■「社会的リスク」とは

個々人に対し、所得の減少、支出の増加、日常生活への支障等を引き起こしうる出来事で、社会がその負担を引き受けるべきもの（傷病、老齢、障害、失業、労災、要介護状態…）

→ 社会保障制度によるカバー

■社会的リスクに対する使用者の責務

- ・社会的リスクに備える段階での使用者の責務
- ・社会的リスクを使用者が引き起こした場合の使用者の責務

2 社会的リスクに備える段階での使用者の責務

(1) 社会保険制度における使用者の役割

■制度の運営面における役割：届出義務

＜例＞厚生年金保険法 27 条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

■制度の財政面における役割：保険料の負担・納付義務

厚生年金保険：労使折半・使用者が納付義務

健康保険：労使折半・使用者が納付義務

雇用保険：労使折半（雇用保険 2 事業の保険料は使用者のみ）・使用者が納付義務

労災保険：使用者のみ負担

(2) なぜ使用者が保険料を負担するのか？

- ①保険事故の発生が事業主の責任に帰せられるべき場合があるから
(特に、労災・失業)
- ②社会保険の存在から事業主も利益を得ているといえるから
(特に、医療・年金・失業)
- ③労働者の負担能力の不足を補うため

(3) 使用者の届出義務・納付義務の被保険者（労働者）に対する意義

■厚生年金での使用者の届出義務懈怠の労働者に対する影響

使用者が雇用した労働者について被保険者資格取得の届出義務を懈怠

→厚生労働大臣による被保険者資格取得の確認がなされなく、被保険者資格取得の効力が発生しない（厚生年金保険法 18 条 1 項）

→保険料が徴収されず、2 年を経過すると保険料徴収権が時効消滅（厚生年金保険法 92 条 1 項）

→労働者の保険給付が減額（厚生年金保険法 75 条）

■労働者への救済

労働契約上の債務不履行（または不法行為）を理由に損害賠償請求可（判例）

※損害の発生時期の問題：年金受給開始年齢に達する前には年金減額という損害が発生していないとして、損害賠償請求ができないと解する裁判例が多い。

東京地裁昭和 60 年 9 月 26 日判決・労働判例 465 号 59 頁（46 歳）

仙台高裁平成 16 年 11 月 24 日判決・判例時報 1901 号 60 頁（45 歳）

大阪地裁平成 18 年 1 月 26 日判決・労働判例 912 号 51 頁（56 歳）

※過失相殺の可能性：被保険者本人による確認の請求をしていないことの落ち度

■立法的対応

厚生年金特例法（平成 19 年 12 月 19 日施行）

：被保険者から厚生年金保険料を源泉控除（天引き）されていたにもかかわらず、事業主が年金事務所に対して、保険料納付も被保険者の資格関係等の届出も行っていたことが明らかでない事案について、年金の保険給付の対象とするための年金記録訂正を

行い、事業主は時効（2 年間）消滅後であっても、納付すべきであった保険料を任意で納付することができることとし、日本年金機構がその納付を勧奨する。

< 参照 >

労災で届出義務懈怠・保険料滞納

→ 保険給付は通常通りなされる

→ 保険者が使用者に求償（労災保険法 31 条 1 項）

3 社会的リスクを使用者が引き起こした場合の責務

（1）労災における使用者行為災害

■ 使用者行為災害：使用者の行為（同僚労働者の行為も含む）によって生じた労働災害

■ 使用者行為災害の場合の使用者の責務

被災労働者（遺族）に対する損害賠償責任（不法行為、労働契約上の安全配慮義務違反（労働契約法 5 条））

※ ドイツ、フランス等では労災について人身損害賠償制度が廃止され、労災保険による給付に全面的に切り替わっている。

（2）労災給付と損害賠償との調整

・ 制度創設当初

労災保険法上の保険給付と損害賠償請求との関係について明文の規定なし。

しかし、労基法 84 条 2 項の類推適用で保険給付と損害賠償との調整が可能と解されていた。

労基法 84 条 2 項 使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

・ 昭和 35 年改正 労災保険給付に年金給付導入

将来分の年金給付について損害賠償からの控除に関し見解対立
（控除説 vs 非控除説）

・ 最高裁昭和 52 年 10 月 25 日判決民集 31 卷 6 号 836 頁

： 労基法 84 条 2 項類推適用により労災給付と使用者の損害賠償責任との調整
非控除説採用

→ 使用者の保険利益を減殺するとの批判

・ 昭和 55 年改正 前払一時金制度＋使用者の損害賠償の猶予・免責制度の導入

労災保険法附則 64 条

1 項 労働者又はその遺族が障害補償年金若しくは遺族補償年金又は障害年金若しくは遺族年金（以下この条において「年金給付」という。）を受けるべき場合（当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金（以下この条において「前払一時金給付」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」といい、当該年金給付によつててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときは、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

（年金給付について中間利息を控除して、損害賠償（逸失利益部分）の猶予・免責を行っている）

■裁判例の実情：附則 64 条 1 項はあまり活用されていなく、代わりに判例法理たる損益相殺的調整により労災保険給付と使用者の損害賠償とが調整されている。（参照：最高裁大法廷平成 27 年 3 月 4 日判決・民 69 卷 2 号 178 頁）

- ・ 損益相殺的調整の抗弁と履行猶予の抗弁とが併存するケース

損益相殺（年金の既払い支給額そのものの控除）

＋履行猶予（附則 64 条 1 項 1 号の額－損益相殺額）

大阪地裁平成 27 年 3 月 20 日判決・判例集未登載

東京地裁平成 24 年 3 月 7 日判決・判例タイムズ 1388 号 183 頁

※附則 64 条 1 項 2 号の意義は形骸化するおそれ

（免責規定による免責額 < 損益相殺的調整の額）

（なお、多くの裁判例は、附則 64 条 1 項の適用にあたり年金額について中間利息を控除しない）

- （3）（使用者行為災害に限らず）労災発生率に応じたメリット制による保険料への影響

4 おわりに